

20230912

ZOOM & ときわプラザ

2023年度
徳島県保育士等キャリアアップ研修

乳児保育

四国大学 生活科学部 児童学科

川原 亜津美

本日の流れ

時間	内容
9:30~12:30	第2章
12:30~13:10	昼休み
13:10~17:40	第3章・第5章

テキスト

第2章 乳児の発達に応じた保育内容

第1節 保育所保育指針について

第2節 乳児・1歳以上3歳未満児の発達
と保育内容

第3節 保育の方法—主体的存在として
の乳児・1歳以上3歳未満児

第2章第1節 保育所保育指針について

テキスト
24ページ～

節のねらい

- ① 実践と保育所保育指針の関係を理解する
- ② 保育所保育指針は何かが変わり、何が変わらないのかを理解する
- ③ 乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性について、保育所保育指針を通して理解し、ほかの職員に説明できる

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第1章 1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

- ◆ **子どもの最善の利益のため、一定の保育の水準を確保する**
- ◆ **規範性を有する基準である**
 - ・ 保育の公的性格
 - ・ どのような家庭や地域を背景にした保育所で保育されてもすべての子どもの望ましい発達を方向づける保育内容を公が保障しようとするもの

保育所保育指針の重要性

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第1章 1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省） より

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

(2) 保育の目標

(3) 保育の方法

(4) 保育の環境

(5) 保育所の社会的責任

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

養護的側面

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

(2) 保育の目標 ア

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

教育的側面

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

(2) 保育の目標

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

(3) 保育の方法

子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

(3) 保育の方法

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

【養護】の内容は総則へ

- ◆ 保育所保育を支える基盤
 - ◆ 「養護的側面」を視野に入れた保育の重要性
-
- ・ 3歳以上児への注意喚起
 - ・ 乳児に関しては、「教育的側面」に関してより明確にすることの重要性

養護に関する内容

ア 生命の保持（ア）ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

養護に関する内容

イ 情緒の安定 (ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

【追加項目】：育みたい資質・能力

(ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

ねらい及び内容に基づく
保育活動全体によって育む

【追加項目】：幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- (1) 健康な心と体
- (2) 自立心
- (3) 協同性
- (4) 道徳性・規範意識の芽生え
- (5) 社会生活との関わり
- (6) 思考力の芽生え
- (7) 自然との関わり・生命尊重
- (8) 数量や図形, 標識や文字などへの関心・感覚
- (9) 言葉による伝え合い
- (10) 豊かな感性と表現

育みたい資質・能力の具体的な姿を通して、発達や生活を連続させるその先に「10の姿」が具体的な姿として現れる

【旧指針からの見直し】：乳児保育の重要性

年齢区分：

- ◆乳児保育（0歳）
- ◆1歳以上3歳未満児
- ◆3歳以上児

「子どもの発達の姿→

ねらいー内容ー内容の取扱い→

保育の実施にかかわる留意事項」

【乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性】

- ◆ 出生直後からもっている力を用いて、外界に働きかける積極的な存在
- ◆ 能動的にかかわり、生活を始める
- ◆ 自らの働きかけに共感的に受容される経験を重ね、世界の意味を獲得する

【基本的信頼感の形成】

- ◆子どもが世界を肯定する（信頼する）ことは特定の大人との愛着関係が形成されることを通して可能となる
- ◆基本的信頼感の獲得→非認知能力（自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力など）
- ◆保育士は子どものサインを適切に受け取り、自己選択を促しつつ、温かく応答的にかかわっていくことが重要

【生涯の学びの出発点】

- ◆生まれた直後からの「学びに向かう力」は、周囲の保護者や保育士等に受け入れられ、見守り、促されることによって、その後の「学び続ける意欲や意思」へと発達していく
- ◆学びに向かう力は、それぞれの発達過程において変容する
- ◆保育士は、生活や遊びの場面で適時・適切に、子どもの発達過程に応じた「学び」を支援することが重要

第2章第1節 保育所保育指針について

テキスト
24～33ページ

節のねらい

①実践と保育所保育指針の関係を理解する

子どもの最善の利益のため、一定の保育の水準を確保
保育の公的な性格

②保育所保育指針は何が変わり、何が変わらないのかを理解する

追加：育みたい資質・能力、10の姿、乳児保育の重要性
「養護」の内容は、総則へ

③乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性について、保育所保育指針を通して理解し、ほかの職員に説明できる

基本的信頼感・学びの出発点

第2章第2節

乳児・1歳以上3歳未満児の発達 と保育内容

節のねらい

- ①保育所保育指針を保育の内容を中心に、保育を構造的に理解する。
- ②保育所保育指針におけるねらいと内容、内容の取扱いについて実践と結びつけて理解する。
- ③②について、ほかの職員に説明できる。

どのような内容で保育のねらいの達成に向かうのか

- ◆子どもが表現する、働きかけることを共感的に受け止める
保育者等がいる
- ◆共感的な保育士等とのやり取りを通して、あるいは一緒に
することで、その経験を内面化させていく主体的な学びが
起きてくる
- ◆子どもの学びに向かう力を受け止めて、心地よいという子
どもの経験を経て、子ども自ら育つことを大切にする

どのような内容で保育のねらいの達成に向かうのか

- ◆共感的で受容的なかわりと安全に配慮された環境が重要
- ◆養護的側面を大前提に、子ども自らのできるようになった行動を十分に展開するなかで保育士等や他児と一緒に遊ぶこと、時に自己主張し保育士等の仲立ちでトラブルを解決しようとすることを経験する
- ◆お互いの気持ちに気づくなど、他者と異なる自分という存在に気づく

ワークシート
演習1-1・1-2・1-3

第2章第2節

乳児・1歳以上3歳未満児の発達と 保育内容

テキスト
34～46ページ

節のねらい

①保育所保育指針を保育の内容を中心に、保育を構造的に理解する。

「第2章保育の内容」と「総則」との関連

②保育所保育指針におけるねらいと内容、内容の取扱いについて実践と結びつけて理解する。

③②について、ほかの職員に説明できる。

演習・グループでの意見交換を通して：
子どもの姿と「内容」との関連
「内容」と保育のねらいの達成

第2章第3節

保育の方法－主体的存在としての 乳児・1歳以上3歳未満児

節のねらい

- ①保育所保育指針に沿って、乳児・1歳以上3歳未満児の主体性を理解し、ほかの職員に説明できる。
- ②乳児・1歳以上3歳未満児の主体性を大切にする保育の方法を具体的に理解し、ほかの職員に説明できる。

「内容の取扱い」から見る子どもの主体性

- ◆「自ら体を動かそうとする意欲」「進んで食べようとする」

自己意識の獲得

- ◆自己を十分に発揮（感情の爆発などを含む）し、「多様な感情が受け止められ、適切に対応される」

：感情を適切に表現することやコントロールすることを経験

「楽しい雰囲気の中かで言葉のやり取りを楽しむ」

：人とともにあることの心地よさ

感情の
コントロールへ

- ◆「安全な環境の下で十分に探索活動を楽しむ」

：思うように環境が変わる、思うようにいかない

→気づき、考え、工夫しようとする

自己肯定感

「内容の取扱い」から見る子どもの主体性

- ◆「温かな触れ合いの中で心と体の発達を促す」
「一人一人の排尿間隔を尊重する」
「子どもが自分でしようとする気持ちを尊重する」
- ◆「保育士等の仲立ちによって、気持ちや行動を言語化」
「相手の気持ちに気づき相手に伝えることや相手の気持ちに気づく」
- ◆「遊びを通して感覚が促される」
「自分の力でやりとげる充実感を味わう」

自立への
欲求

自ら直接
周囲のもの
に触れる

ワークシート
演習2-1・2-2

第2章第3節 保育の方法

－主体的存在としての乳児・1歳以上3歳未満児

節のねらい

①保育所保育指針に沿って、乳児・1歳以上3歳未満児の主体性を理解し、ほかの職員に説明できる。

自ら～しようとする意欲・進んで～しようとする気持ち
自己を発揮する・人という心地よさ
探索活動・やり遂げる充実感

②乳児・1歳以上3歳未満児の主体性を大切にする保育の方法を具体的に理解し、ほかの職員に説明できる。

演習・グループでの意見交換を通して：
「子どもの主体としての思いや願いを受け止める」
・「尊重する」とは
実際に子どもとどのようにかかわるのか

子どもの主体性と関連して

- ◆ 子どもの人権を大切にする
- ◆ 保育所等における虐待等不適切保育を防止する

子どもの人権を大切にする保育

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第1章 1 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

子どもの人権を大切にする保育

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第5章 1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

保育所等における虐待等不適切保育の防止

「不適切な保育」とは、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とする。

不適切な保育の行為類型：

不適切な保育の具体的な行為類型としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」
事業報告書(別添)「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」令
和3年3月株式会社キャンサーキャン

保育所等における虐待等不適切保育の防止

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく（無限の可能性を持っています）。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子ども子育てにやさしい社会をつくります。

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

（子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

（保護者との協力）

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者よりも良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

（利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

（地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

（専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～『子どもを尊重する保育』のために～」平成30年4月

保育所等における虐待等不適切保育の防止

4. セルフチェックリスト

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

<保育所保育指針>

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項

ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～『子どもを尊重する保育』のために～」平成30年4月

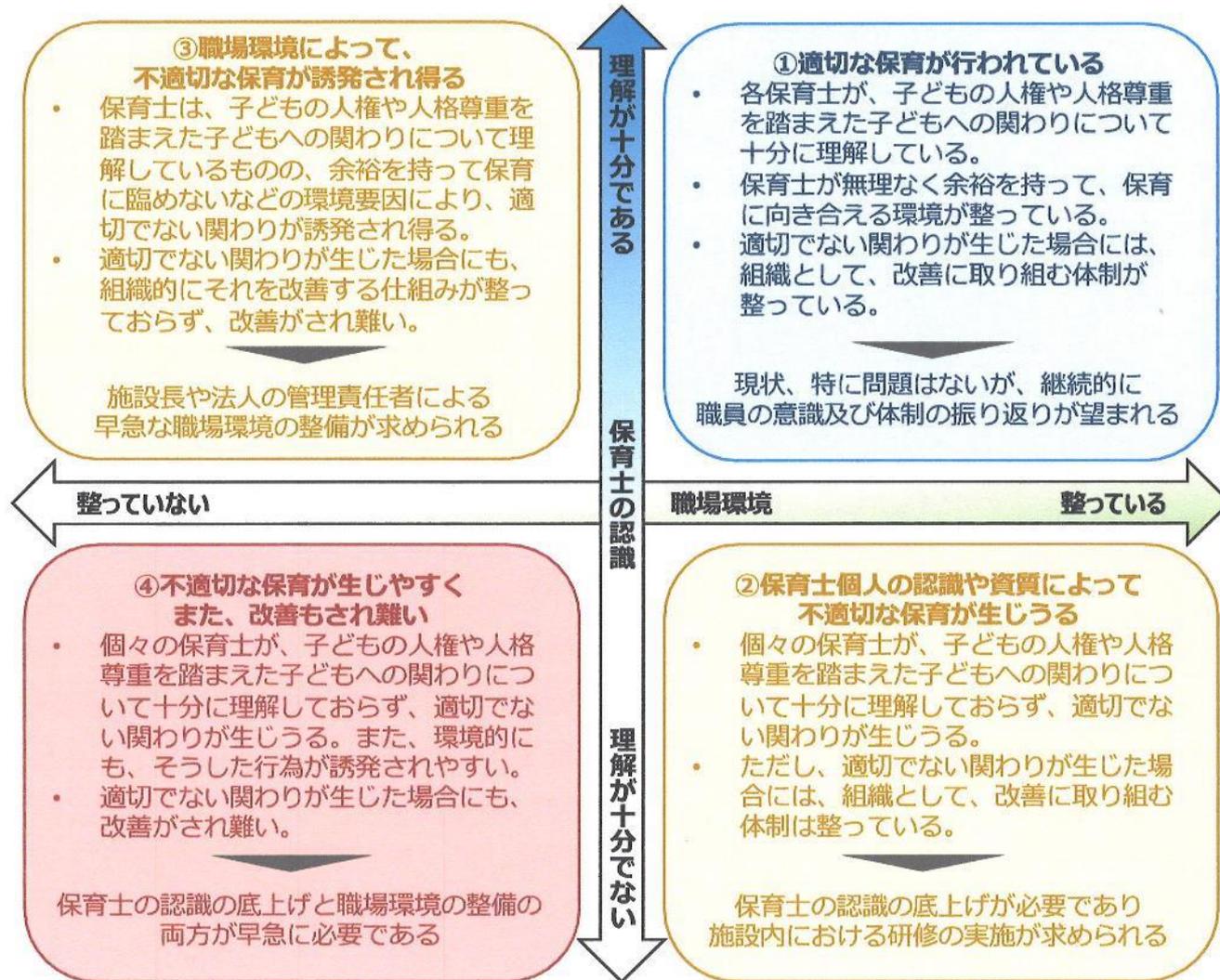
保育所等における虐待等不適切保育の防止

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかわりへのポイント
4		子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉かけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5	日中	子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることで、信頼関係の構築につながります。

全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～『子どもを尊重する保育』のために～」平成30年4月

保育所等における虐待等不適切保育の防止

【不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）】



テキスト 第3章 乳児への適切なかかわり

第1節 乳児保育における配慮事項

第2節 乳児保育における保育士等のかかわり

第3節 乳児保育における生活習慣の援助とかかわり

第3章第1節

乳児保育における配慮事項

テキスト
56ページ～

節のねらい

- ①乳児の「最善の利益」について、他の職員に説明できる
- ②生理的欲求の充足により整う生活リズムを理解する
- ③乳児が主体的に周囲にかかわる姿を「学びの芽生え」と理解する

保育所保育指針：Ⅰ（Ⅰ）

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

全国保育士会倫理綱領

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通して、その福祉を積極的に増進するよう、努めます。

乳児保育における乳児の「最善の利益」

全国保育士会倫理綱領（全国保育士会倫理綱領学習シートより）

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通して、その福祉を積極的に増進するよう、努めます。

保育士・保育教諭の言動や判断は、すべて一人ひとりの「子どもの最善の利益」の尊重に根ざすとともに、その実現を目的とします。

「最善の利益」の「最善」とは子どもにとっての「最善」を表し、それを最も大切なこととして追求する姿勢を示しています。特に重要なことは、

1. 子どもの人権を守るための法的・制度的な裏づけとなる「児童福祉法」「児童憲章」「子どもの権利条約」等について理解すること。
2. 子どもを取り巻く家庭や地域の環境を踏まえ、生まれてから成人にいたるまでの発達を長期的視野でとらえながら、現在（いま）の福祉の増進を図ること。
3. 国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する姿勢を保育士・保育教諭が全員で確認すること。

子どもを集団としてとらえるのではなく、一人の個としてとらえ、一人の人間として尊重し、子どもの立場で考え、子どもが主体的・意欲的に活動できるよう、一人ひとりの発達に応じた援助を通して心身ともに健やかに育つよう働きかけます。

子どもが主体的・意欲的に活動できるよう、一人ひとりの発達に応じた援助を通して心身ともに健やかに育つよう働きかける

◆発達特性を踏まえた保育

◆生命の保持と情緒の安定が図られ、安心感や信頼感を得られる生活のなかで、身近な環境への興味や関心を高め、その活動を広げ、生きる力を身につけていく

◆主体としての子どもの願いを受け止めることから保育を展開する

養護と教育の一体的な営み

特定の大人との愛着関係の形成、個々の生理的欲求の充足、さまざまな生活体験のなかで、感じる・探る・気づく等の興味・関心を引き出し、充実感や達成感を味わえるような保育が、乳児の最善の利益を保障すること

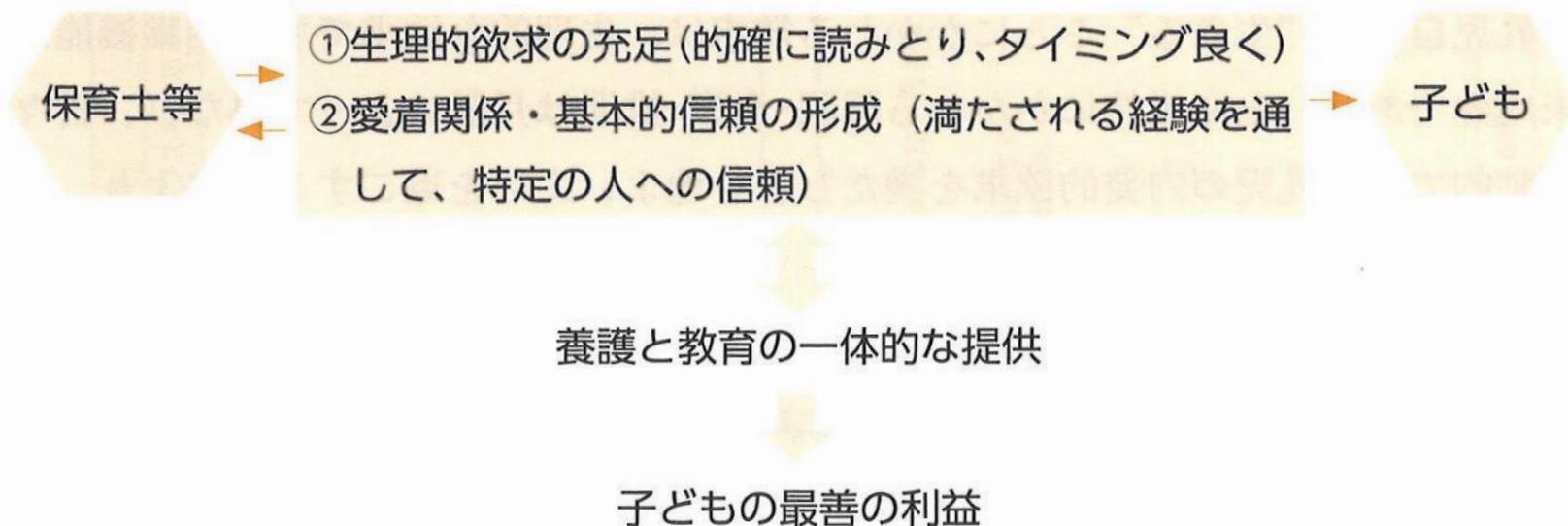


図 3-1 乳児保育における「子どもの最善の利益」の保障

ワークシート 演習3

第2章第1節 乳児保育における配慮事項 節のねらい

①乳児の「最善の利益」について、他の職員に説明できる

「最善の利益」の「最善」とは子どもにとっての「最善」を表し、
それを最も大切なこととして追求する
一人の個としてとらえ、一人の人間として尊重し、
子どもの立場で考える

②生理的欲求の充足により整う生活リズムを理解する

演習・グループでの意見交換を通して：
生活（養護的側面）において大切にしていること
や実践方法を確認する

③乳児が主体的に周囲にかかわる姿を「学びの芽生え」と理解する

演習・グループでの意見交換を通して：
遊び（教育的側面）において大切にしていること
や実践方法を確認する

第2章第2節

乳児保育における保育士等のかかわり

テキスト
65ページ～

節のねらい

- ①子どもへのまなざしと子どもの行為の意味を理解し、ほかの職員に説明できる
- ②二つの「生活の場」を生きる子どもへの援助を理解し、ほかの職員に説明できる
- ③保護者と子どもと保育士等の関係のなかで生きることについて理解し、ほかの職員に説明できる

- ◆子ども一人ひとりの発達過程の理解と特有の配慮点について共有し、かかわりの一貫性を保つ
- ◆月齢や個人差により発達差が大きいこの時期、ある時期や年齢になったら「ふさわしいステップに進まなければならない」と縛られることのないよう、柔軟な理解をする
- ◆発達の道筋は同じでも、プロセスは一人ひとり異なることを理解して“子どもが今を生きている”ことに温かいまなざしを向ける

◆子どもの行為を見ていると、何と楽しく、面白いのでしょうか。加えて、その意味深さも見えてきます。

☆子どもの自由な発想や表現を受け止めることができているか・・・

☆集団の活動・1日の流れから、逸れるような予想外の子どもに対して、寄り添う姿勢を持っているか・・・

子どもを見る「まなざし」と子どもの行為の意味

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第2章

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(1)ア

乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1)ア

保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

事例（身体測定）より

- ・保育所は子どもの生活の場である
- ・登園時の気分は1日を左右する

- ◆登園時は、子どもと保護者の分離の時間
- ◆子どもも保護者も安心できるかかわり
- ◆集団生活において、個として、一人ひとりの子どもとかかわる

☆目の前の子どもの気持ちは・・・

☆今、大切にすることは何か・・・

二つの生活の場を生きる子どもへのかかわり

人権擁護のためのセルフチェックリスト

【登園時の対応】

- ◆保育者等の言葉かけ・対応
- ◆保育者等と子ども・保護者との関係性
- ◆保育士等の協力体制

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	あなたの保育では？ チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。

全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～『子どもを尊重する保育』のために～」平成30年4月

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第4章 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて・・・

【子どもの日々の様子の伝達や収集】

- ◆送迎時の会話
- ◆連絡帳の記入
- ◆保育の記録（ドキュメンテーション等）の提示

【保育所保育の意図の説明】

- ◆園のおたより・クラスだより
- ◆施設内の掲示物

第3章第2節 乳児保育における 保育士等のかかわり 節のねらい

テキスト
65～73ページ

①子どもへのまなざしと子どもの行為の意味を理解し、ほかの職員に説明できる

発達のプロセスは一人ひとり異なることを理解して、
目の前の子どもに、愛情豊かに応答的にかかわる

②二つの「生活の場」を生きる子どもへの援助を理解し、ほかの職員に説明できる

家庭から保育所への移行を、毎日丁寧におこなう
保育士等の協力体制を確認する

③保護者と子どもと保育士等の関係のなかで生きることについて理解し、ほかの職員に説明できる

連絡帳やおたよりなど、さまざまな方法を使って、
保護者との情報共有をおこなう
子どもの安心感・保護者の子育て支援につながる

第3章第3節

乳児保育における生活習慣の援助 とかかわり

テキスト
74ページ～

節のねらい

- ①睡眠の発達過程を理解し、保育の環境および保育士等の援助を学ぶ
- ②排泄の発達過程と遊びの誘いかけのポイントを考える
- ③生活の場における子どもの生活体験の意義と保育士等の援助を理解する

ワークシート 演習4

第3章第3節

乳児保育における生活習慣の援助とかかわり

テキスト
74～85ページ

節のねらい

- ①睡眠の発達過程を理解し、保育の環境および保育士等の援助を学ぶ
- ②排泄の発達過程と遊びの誘いかけのポイントを考える
- ③生活の場における子どもの生活体験の意義と保育士等の援助を理解する

演習・グループでの意見交換を通して：

- 保育所（集団生活）において、一人ひとりの個別的なリズムに応じた生活を実現するための工夫
- 日々の積み重ねによる安心感がもてる工夫
- 記録をとるなど、子どもの状態をていねいに理解するための工夫
- 子どもの「自分で」したい気持ちを大切にするための工夫

テキスト 第5章

乳児保育の指導計画、記録および評価

第1節

全体的な計画に基づく指導計画の作成

第2節

観察を通しての記録および評価

第3節

評価の理解および取組み

第5章第1節 全体的な計画に基づく 指導計画の作成

テキスト
116ページ～

節のねらい

- ① 全体的な計画を理解し、ほかの職員に説明できる
- ② 指導計画の作成を理解し、ほかの職員に説明できる
- ③ 指導計画と日課の関連を理解し、ほかの職員に説明できる

全体的な計画に基づく指導計画

◆ 全体的な計画

一年間の保育施設の全体計画

↓
全体的な計画に基づいて指導計画を作成

◆ 指導計画（クラスor個別）

- 長期的指導計画
（年間、学期、月）
- 短期指導計画
（週間、一日）

短期間になるほど具体的に

指導計画の作成手順の基本

- ① 現在の子どもの姿を理解し、それを踏まえてねらいと内容を設定します
- ② ねらいと内容に応じて、子どもの興味関心を尊重しつつ、環境を構成します
- ③ 子どもの主体的な活動が現れてくるので、それに対する保育士等の援助や配慮を示します

ねらい:

保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたもの

保育士等の協力体制

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第1章総則 3保育の計画及び評価

(2) 指導計画の作成

カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

(3) 指導計画の展開

ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

保育士等の協力体制

0・1・2歳児の保育

- ◆ 1対1のかかわり
- ◆ 発達の個人差
- ◆ 生活リズムの多様さ
- ◆ 在園時間の違い



個々の子どもに応じた日課が求められる

⇒ 保育士等の協力体制が必須である

(役割分担・情報共有)

第5章第1節

全体的な計画に基づく指導計画の作成 節のねらい

テキスト
116～121ページ

① 全体的な計画を理解し、ほかの職員に説明できる

定期的に施設の全体的な計画を再確認する・共有する

② 指導計画の作成を理解し、ほかの職員に説明できる

全体的な計画・子ども理解に基づく指導計画の作成

③ 指導計画と日課の関連を理解し、ほかの職員に説明できる

乳児保育においては特に保育士等の協力体制が必須である
日課・指導計画にも
複数の保育士等の協力体制を意識した書き方をする

第5章第2節

観察を通しての記録及び評価

テキスト
122ページ～

節のねらい

- ① 指導計画の展開について理解し、ほかの職員に説明できる
- ② 観察することの重要性について理解し、ほかの職員に説明できる
- ③ 日誌や記録をとることの意味について理解し、ほかの職員に説明できる

観察することの重要性

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

(2018年,内閣府・文部科学省・厚生労働省)より

第1章 総則

第3節 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

4 指導計画作成上の特に配慮すべき事項

(2) 発達の連続性を考慮した教育及び保育

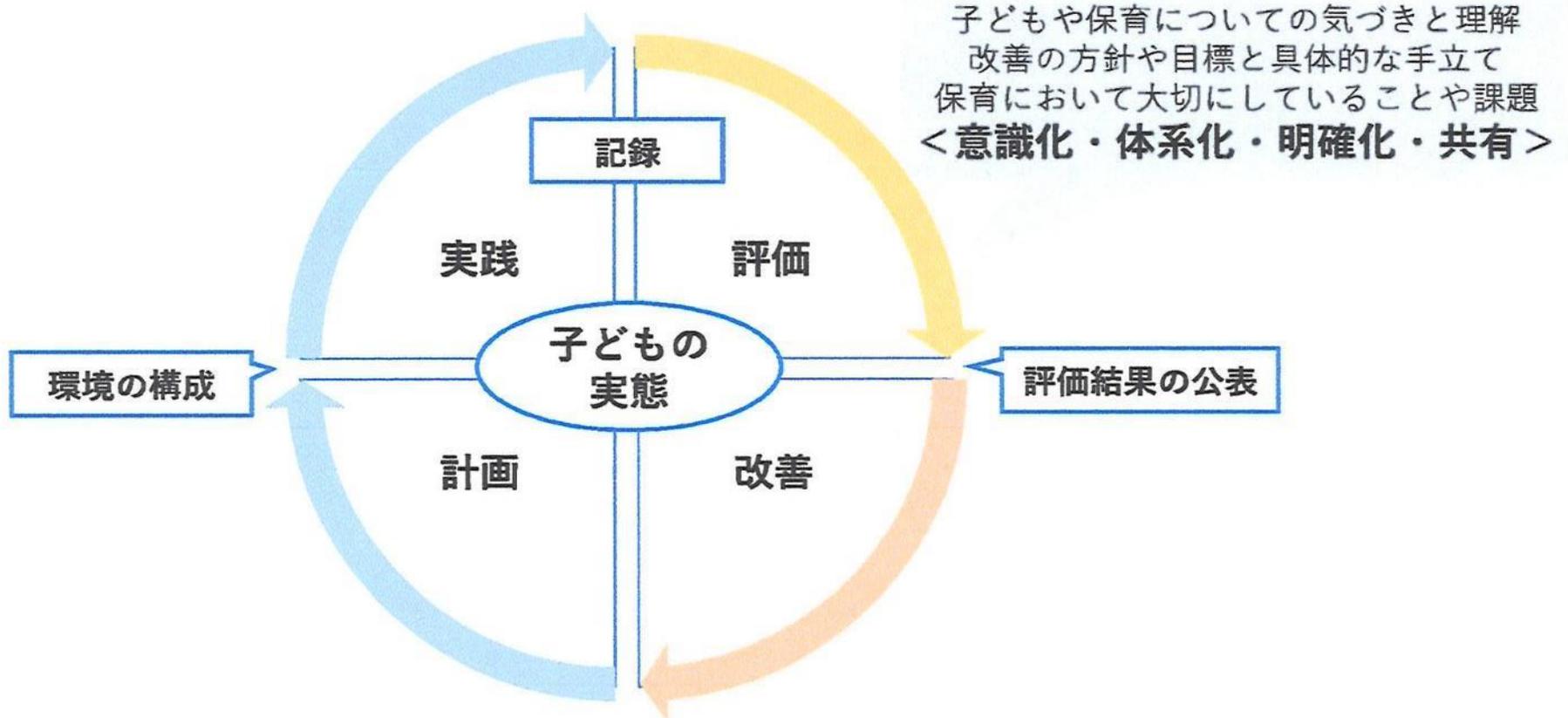
子ども理解への第一歩

解説

心身の発育・発達が顕著な時期であるとともに、その個人差も大きいことから、その成長過程や生活状況、活動等の実態等を細かく観察し、園児一人一人の発達が家庭と園との間で途切れることなく連続性をもつとともに、園児一人一人に即した保育が展開できるよう個別の指導計画が必要である

評価

保育の過程に位置づけられる保育内容等の評価



- ◆ 保育士等の協力体制
⇒ 計画や記録についての共通認識が必要
- ◆ 記録=保育士等の観察に基づいた記述
- ◆ 個々の保育士によって違う視点・違う解釈がある
- ◆ 互いの記録を共有し、補完し合う
- ◆ より良い指導計画の立案・保育の展開へ

ワークシート
演習5

第5章第2節

観察を通しての記録及び評価 節のねらい

テキスト
122～127ページ

①指導計画の展開について理解し、ほかの職員に説明できる

指導計画の作成後も、実践と連動して
子どもの興味・関心、発達、遊びの展開に応じて、
環境の再構成や援助・配慮をおこなっていく

②観察することの重要性について理解し、ほかの職員に説明できる

観察⇒記録⇒振り返り（子ども理解・保育の評価）
⇒計画・保育の改善

③日誌や記録をとることの意味について理解し、ほかの職員に説明できる

子ども理解・保育の評価を保育士等の個人的なものにせず、
複数・クラス・職員全体で共有、互いに補完し合う
よりよい記録・振り返り・情報共有の方法を検討

第5章第3節 評価の理解及び取組み

テキスト
128ページ～

節のねらい

- ① 自己評価について理解し、ほかの職員に説明できる
- ② 保育士等の学び合いについて理解し、ほかの職員に説明できる
- ③ 保育カンファレンスについて理解し、ほかの職員に説明できる

保育所保育指針（平成29年告示,厚生労働省）より

第1章3 保育の計画及び評価 (4) 保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

(ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価する

- ◆環境の構成は妥当であったか
- ◆子どもの興味・関心の現れをとらえきれていたか
- ◆子どもの活動へのかかわりは望ましいものであったか



子どもの再理解・ねらいや内容の設定

- ◆保育士等の協力体制は機能していたか



よりよい協力体制の模索

(日課表・役割分担・情報共有の仕方についての再検討)

保育士等の話し合い

肯定的な評価・理解ができる職場風土



どんどん良くなる！

手ごたえが生まれる！

誰もが積極的に
発言しやすい困気で

- ・ 相手の意見を否定しない
- ・ 発言者が偏らない

保育カンファレンス

多様な視点の活用

同じ保育所の職員間

- ・ 日常的な対話（打ち合わせなど）
- ・ 職員会議
- ・ 園内研修

保護者

- ・ 対話や交流の機会（連絡帳・送迎時・面談・保護者会など）
- ・ アンケート・要望や苦情等
- ・ 関係者としての評価への関与

地域住民

- ・ 対話や交流の機会（説明会・日常の保育での交流など）
- ・ アンケート・苦情解決窓口等
- ・ 関係者としての評価への関与

自治体職員 地域の専門職 大学等の教員・研究者 関係機関の職員

- ・ 地域の協議会等を通じた連携
- ・ 研修（園内・外部）や公開保育等における相談・助言
- ・ 保育所を訪問しての相談・助言
- ・ 保育実習や調査研究等における連携・協働

他の保育所等の職員

- ・ 地域の研修会・研究報告会等
- ・ 公開保育

評価機関の評価者

- ・ 第三者評価

様々な対話の 機会を通じた 評価の充実

- ・ 新たな気づき
- ・ 多面的・客観的な視点からの理解
- ・ 改善・充実の具体的な手がかり
- ・ 妥当性・信頼性の向上 など

第5章第3節

評価の理解及び取組み

節のねらい

① 自己評価について理解し、ほかの職員に説明できる

記録を通して、環境構成・保育者のかかわりについて、
振り返り、子ども理解や次の保育に繋げていく

② 保育士等の学び合いについて理解し、ほかの職員に説明できる

保育士等のそれぞれの視点や大切にしていることを
互いに伝え合い、認め合う機会をもつ

③ 保育カンファレンスについて理解し、ほかの職員に説明できる

多様な視点を活用することで、自分の保育観や
組織全体が大切にしていることに改めて気づく

テキスト

128～133ページ

引用・参考文献

- ◆秋田喜代美・馬場耕一郎監修『保育士等キャリアアップ研修テキスト1乳児保育』2018年(中央法規出版)
- ◆厚生労働省「保育所保育指針解説」2018年(フレーベル館)
- ◆内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」2018年(フレーベル館)
- ◆厚生労働省社会保障審議会児童部会保育専門委員会「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」2016年12月
- ◆令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添)「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」2021年3月(株式会社キャンサーキャン)
- ◆全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～『子どもを尊重する保育』のために～」2018年4月
- ◆全国保育士会「全国保育士会倫理綱領学習シート」全国保育士会HP
- ◆厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」2020年
- ◆厚生労働省「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」2020年